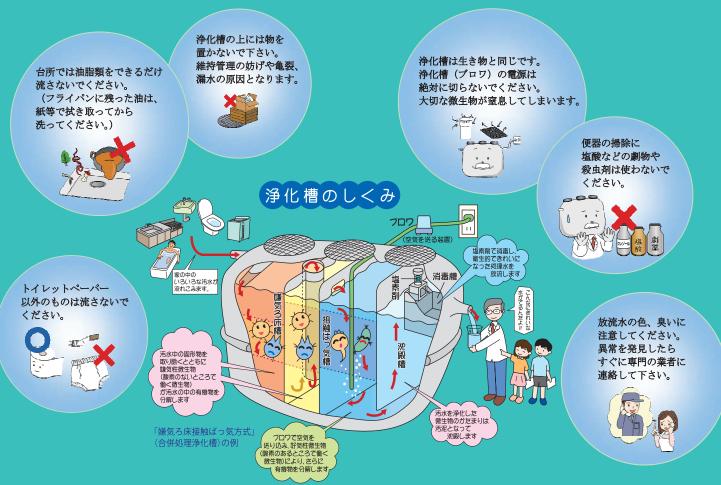
じょうかそう 浄化槽を使用されている皆さまへ

水環境を守るため、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。

- ◆ 浄化槽をお持ちの方は、次の3つが法律で義務付けられています!
 - 1. 保守点検の実施(年に3~4回以上)
 - 2. 清掃の実施 (年に1回以上)
 - 3. 法定検査の受検(年に1回)
 - ※ これらを実施せず、県からの指導に従わない場合、罰則が適用されることがあります。

浄化槽の仕組みをもう一度ご理解いただき、上手にご使用ください。



浄化槽の十分な機能発揮には、適切な維持管理が必要不可欠です。

『法定検査』は保守点検・清掃が適正に行われ、ご家庭の排水が本当にきれいになっているかを確認する重要なものになります。 検査により浄化槽の不具合を早期に発見できれば、 水環境を守り、快適な生活環境の保全につながります!

静岡県では、次世代へ美しい自然を引き継いでいくために、 環境保全施策に取組んでいます。

皆さま1人1人のご協力が必要となりますので、 よろしくお願いします。



Shizuoka Prefectur

法定検査(年1回の定期検査)を受けましょう!



- 1. 法定検査は県知事の指定した検査機関である (一財) 静岡県生活科学検査センターがおこないます。
- 2. 検査内容は外観検査・水質検査・書類検査です。
- 3. 検査は不在時でもおこなうことができます。
- 4. 検査時間は30分程度です。
- 5. 検査費用は、一般家庭で6,000円(口座振替の場合は5,500円)です。

<法定検査のお申し込み先>

静岡県指定検査機関 (静岡県環生第1号)

(一財) 静岡県生活科学検査センター(施設検査部)

054-621-5030 受付時間 (8:30-17:15)

http://www.shizuokaseikaken.or.jp/index.html



Q よくあるご質問 A

法定検査とは…?

県の指定を受けた指定検査機関が、浄化槽の設置 工事やその後の保守点検・清掃が適正に行われ、 きれいな水が放流されているかを外観検査や水質 検査、書類検査により調査します。人間に例える と、年に1回行う健康診断のようなものです。

法定検査を受けない場合に罰則はあるの?

浄化槽法の一部が改正され、平成18年から県は、 法定検査を受検しない浄化槽管理者に対して、生 活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認め るときに、勧告・命令を行うことができることに なりました。また、この命令に違反した場合には、行っている健康管理のようなものです。 過料(金銭罰)に処せられることがあります。

清掃とは…?

市町の許可を受けた清掃業者が、浄化槽内に たまった汚泥やスカム*などを引き抜き、浄化槽 内の掃除を行います。

※ 有機物を分解した微生物の死骸のこと。

保守点検とは…?

県等の登録を受けた保守点検業者^{*}が、浄化槽の 点検や付帯設備の調整、修理のほか消毒剤の補充等、 浄化槽を正常に機能させるための作業を行います。 人間に例えると病気を予防するため、日常的に

※ 県生活環境課のホームページに県で登録を 受けている保守点検業者を掲載しています。

<浄化槽に関するお問い合わせ先>

賀茂健康福祉センター環境課 東部健康福祉センター生活環境課 中部健康福祉センター環境課 西部健康福祉センター環境課 くらし・環境部環境局生活環境課 静岡市廃棄物対策課 浜松市お客さまサービス課 沼津市クリーンセンター管理課 富士市生活排水対策課 (一社)静岡県浄化槽協会

〒415-0016 下田市中531-1 0558-24-2053 〒410-8543 沼津市高島本町1-3 055-920-2136 〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1 054-644-9268 〒438-8622 磐田市見付3599-4 0538-37-2250 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 054-221-2253 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 054-221-1264 〒430-0906 浜松市中区住吉5丁目13-1 053-474-7915 〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞2417-1 055-933-0711 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2853 〒422-8043 静岡市駿河区中田本町2-10 054-283-7055